

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

岸和田市長 永野 耕平

市町村名 (市町村コード)	岸和田市 (27202)	
地域名 (地域内農業集落名)	岸和田神於山土地改良区 (尾生町、土生滝町、北阪町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 23 日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は大規模な圃場整備が府営農地開発事業（昭和60年～平成12年）で実施され、ゆるやかな丘陵部を活かした野菜の周年栽培に加え、施設栽培が行われている。
- ・70歳以上で後継者不在の農業者の農地面積が10haあり、新たな農地の受け手確保が必要。
- ・地区内41人の担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者）が利用する農地面積は16.4haあり、効率的かつ安定的な農業経営を図る観点からさらなる集積と集約が必要。
- ・周年で耕作をできていない農地が散見されることから、耕作放棄地とならないような方策が必要。
- ・以前にパイプラインが止水したこともあり、農業用施設の保全や水管理における土地改良区組合員の負担が懸念される。
- ・農地マッチング制度を知らない人が多いことから、農地を貸したい人と、借りたい人との貸借ができていない農地が見受けられる。
- ・カラス・イノシシ等の鳥獣により農産物が被害に遭っており、わな及び銃器による捕獲を市が大阪府猟友会に委託しているが、鳥獣の個体数及び生息区域の増加に伴って、農産物被害が減らない傾向にある。
- ・このやま農村公園で開催されていた朝市などの活動が近年低迷している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手への積極的な集積を図るとともに、受け手不在農地の解消に向け、企業や農業法人を含めた多様な担い手による農業への新規参入を促進し、土地改良施設を活かした野菜の周年栽培と施設栽培の充実を図る。
- ・野菜の周年栽培や、施設を利用した水ナスや軟弱野菜等を栽培する担い手を積極的に受け入れる。
- ・農地マッチング制度の周知を進め、農地バンクを利用した貸借を推進することで、効率的かつ安定的な農業経営を図る。
- ・鳥獣被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進する。
- ・このやま農業公園の保全を通じた地域住民との交流により農業や農村に対する理解を深める。
- ・農産物の高付加価値化、ブランド化を図ることによって収入の増加や生活の安定化を図る。
- ・野菜・果樹の品目別の団地化を目指し、観光農園化を調査・研究する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農業上の利用が行われる全ての区域を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業を担う者を中心に集積・集約化を進めるため、府、市、農業委員会、JA、土地改良区及び農地中間管理機構が連携を図りながら、貸し手と借り手のマッチングを通じて取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で耕作に適した農地を中心に農地中間管理機構に貸し付けていくことで段階的に集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備は済んでいるが、施設の老朽化が課題となっているため、土地改良区において計画的な施設の更新を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、その経営意向を踏まえながら担い手として育成していくため、府、市、農業委員会、JA及び土地改良区が連携し、相談から定着まで切れ目ない措置を講じていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託を組織的に進めるため、専業農家と兼業農家の連携を強め、農作業の受委託組織の設立を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①農地に繰り返し出没する個体の捕獲、防護柵等による農作物の保護さらには刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する等の総合的な取り組みを実施する。また、農業者、JA、地域住民及び大阪府猟友会岸和田支部との連携を密にし、捕獲檻を設置するなど効果的な有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。
- ⑧老朽化した農業用施設（パイプライン等）の更新を進める。
- ⑩都市と農村の交流に資するこのやま農村公園の利活用頻度を上げるような取り組みを図る。